

【訪問看護医療料金表(令和8年6月改定版)】

《負担額計算方法》 ①管理療養費 + ②基本療養費(医療もしくは精神医療) + ③加算(該当項目のみ)

訪問看護基本療養費				利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
訪問看護基本療養（Ⅰ）	看護師、保健師、助産師の場合	週3日目まで		5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降		6,550	655	1,310	1,965
	准看護師の場合	週3日目まで		5,050	505	1,010	1,515
		週4日目以降		6,050	605	1,210	1,815
	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の場合 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合			12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養（Ⅱ）	看護師、保健師、助産師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
			週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日目まで	2,780	278	556	834
			週4日目以降	3,280	328	656	984
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日まで	2,760	276	552	828
			月21日まで	2,660	266	532	798
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515
			週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日目まで	2,530	253	506	759
			週4日目以降	3,030	303	606	909
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日まで	2,520	252	504	756
			月21日まで	2,420	242	484	726
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師による訪問			12,850	1,285	2,570	3,855
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	同一建物、同一日2人		5,550	555	1,110	1,665
		同一建物、同一日3人以上9人以下		2,780	278	556	834
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日まで	2,760	276	552	828
訪問看護基本療養（Ⅲ）	指定訪問看護を受けようとする者（入院中のものに限り）であり一時的に外泊をしている者（厚生労働大臣が定める者）			8,500	850	1,700	2,550
訪問看護基本療養費の加算①				利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下		4,500	450	900	1,350
		同一建物3人以上9人以下		4,000	400	800	1,200
		同一建物10人以上19人以下		3,700	370	740	1,110
	1日3回以上	同一建物2人以下		8,000	800	1,600	2,400
		同一建物3人以上9人以下	月20日まで	7,200	720	1,440	2,160
			月21日以降	6,900	690	1,380	2,070
		同一建物10人以上19人以下	月20日まで	6,300	630	1,260	1,890
月21日以降	5,200		520	1,040	1,560		
長時間訪問看護加算				5,200	520	1,040	1,560
夜間早朝訪問看護加算	同一建物2人以下		2,100	210	420	630	
	同一建物3人以上9人以下	月15日まで	2,100	210	420	630	
		月16日以降	1,900	190	380	570	
	同一建物10人以上19人以下	月15日まで	1,800	180	360	540	
		月16日以降	1,300	130	260	390	
深夜訪問看護加算	同一建物2人以下		4,200	420	840	1,260	
	同一建物3人以上9人以下	月15日まで	4,200	420	840	1,260	
		月16日以降	4,000	400	800	1,200	
	同一建物10人以上19人以下	月15日まで	3,900	390	780	1,170	
		月16日以降	2,300	230	460	690	
訪問看護基本療養費の加算②				利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
緊急訪問看護加算		月14日まで 月15日以降		2,650 2,000	265 200	530 400	795 600
乳幼児加算（6歳未満）		超重症児 または 準超重症児、別表7/8に該当 年齢要件（6歳未満）を満たす、すべての小児訪問看護が対象		1,800 1,400	180 140	360 280	540 420
複数名訪問看護加算	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下		4,500	450	900	1,350
		同一建物3人以上9人以下		4,000	400	800	1,200
		同一建物10人以上19人以下		3,400	340	680	1,020
	准看護師と同行	同一建物2人以下		3,800	380	760	1,140
		同一建物3人以上9人以下		3,400	340	680	1,020
		同一建物10人以上19人以下		2,800	280	560	840
	その他職員と同行（下記以外） ※週3日まで	同一建物2人以下		3,000	300	600	900
		同一建物3人以上9人以下		2,700	270	540	810
		同一建物10人以上19人以下		2,100	210	420	630
	その他職員と同行（厚生労働大臣が定める場合） ※回数制限なし	1日1回	同一建物2人以下	3,000	300	600	900
			同一建物3人以上9人以下	2,700	270	540	810
			同一建物10人以上19人以下	2,100	210	420	630
		1日2回	同一建物2人以下	6,000	600	1,200	1,800
			同一建物3人以上9人以下	5,400	540	1,080	1,620
			同一建物10人以上19人以下	3,800	380	760	1,140
1日3回以上		同一建物2人以下	10,000	1,000	2,000	3,000	
		同一建物3人以上9人以下	9,000	900	1,800	2,700	
		同一建物10人以上19人以下	5,500	550	1,100	1,650	
訪問看護管理療養費				利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
月の初日の訪問の場合 （1月につき）	機能強化型訪問看護管理療養費1			13,760	1,376	2,752	4,128
	機能強化型訪問看護管理療養費2			10,460	1,046	2,092	3,138
	機能強化型訪問看護管理療養費3			9,030	903	1,806	2,709
	機能強化型訪問看護管理療養費4			9,030	903	1,806	2,709
	1から4まで以外の場合			7,710	771	1,542	2,313
月の2日目以降の訪問の場合 （1月につき）	同一建物居住者が20人未満			3,010	301	602	903

訪問看護管理療養費の加算①		利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
24時間対応体制加算（イ）	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800	680	1360	2040
24時間対応体制加算（ロ）	上記以外の場合	6,520	652	1304	1956
特別管理加算Ⅰ 重症度高	厚生労働大臣が定める状態の者（在宅気管切開患者、気管カニューレ、留置カテーテルなど）	5,000	500	1000	1500
特別管理加算Ⅱ	厚生労働大臣が定める状態の者（在宅酸素、人工肛門、褥瘡など）	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	入院先のスタッフと在宅療養を担う多職種が、共同して指導・情報共有を行った場合	8,000	800	1600	2400
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者で退院時共同指導加算を算定した場合	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病・状態の者で退院当日に在宅療養に必要な指導を行った場合（90分以上）	8,400	840	1680	2520
	同上（90分未満）	6,000	600	1200	1800
在宅患者連携指導加算	通院困難な在宅療養患者が対象、主治医以外の関係職種と情報共有しそれに基づいて指導を行った場合	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	（医師）の要請・呼びかけによって開催されたカンファレンス	2,000	200	400	600
訪問看護管理療養費の加算②		利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの利用者	8,400	840	1,680	2,520
	精神科在宅患者支援管理料2のロの利用者	5,800	580	1,160	1,740
看護・介護職員連携強化加算	定期巡回、小規模多機能、夜間訪問介護などを利用している方	2,500	250	500	750
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画	2,500	250	500	750
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500	250	500	750
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認等DX体制評価（月1回）	50	5	10	15
訪問看護医療情報連携加算	通院困難な在宅療養患者が対象、ICTを用いた関係職種との診療情報等共有・活用評価（月1回）	1,000	100	200	300
その他の療養費		利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1 市（区）町村等	1,500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費2 学校等	1,500	150	300	450
	訪問看護情報提供療養費3 保険医療機関等	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費	ご自宅、または施設独自の看取り加算を「算定していない」施設での看取り 介護保険施設などで、施設側が独自の「看取り加算」を算定している場合	25,000 10,000	2,500 1,000	5,000 2,000	7,500 3,000
遠隔死亡診断補助加算	訪問看護師が（ICT）を使って、医師の遠隔での死亡診断をサポートした場合	1,500	150	300	450
訪問看護遠隔診療補助料	定期訪問ではなく、患者の容体が変化等「緊急に診療が必要」と主治医が判断した時	2,650	265	530	795
ベースアップ評価料	基本区分	継続して賃上げ （令和8年6月以降）	継続して賃上げ （令和9年6月以降）		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1,050	1,830	2,880		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1（スコア0以上）	30	40	40		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2（スコア45以上）	60	80	70		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）3（スコア75以上）	90	120	110		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）4（スコア105以上）	120	160	140		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）5（スコア135以上）	150	200	180		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6（スコア165以上）	180	240	210		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）7（スコア195以上）	210	280	250		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）8（スコア225以上）	240	320	280		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）9（スコア255以上）	270	360	320		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10（スコア285以上）	300	400	350		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11（スコア315以上）	330	480	390		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）12（スコア345以上）	360	560	420		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）13（スコア375以上）	390	640	460		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）14（スコア405以上）	420	720	490		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）15（スコア435以上）	450	800	530		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）16（スコア465以上）	480	880	560		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）17（スコア495以上）	510	960	600		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18（スコア525以上）	540	1,040	630		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）19（スコア555以上）	570		670		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）20（スコア585以上）	600		700		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）21（スコア615以上）	630		780		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）22（スコア645以上）	660		810		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）23（スコア675以上）	690		890		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）24（スコア705以上）	720		920		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）25（スコア735以上）	750		1,000		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）26（スコア765以上）	780		1,030		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）27（スコア795以上）	810		1,110		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）28（スコア825以上）	840		1,140		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）29（スコア855以上）	870		1,220		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）30（スコア885以上）	900		1,250		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）31（スコア915以上）	930		1,330		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）32（スコア945以上）	960		1,360		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）33（スコア975以上）	990		1,440		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）34（スコア1,005以上）	1,020		1,470		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）35（スコア1,035以上）	1,050		1,550		
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）36（スコア1,065以上）	1,080		1,580		
訪問看護物価対応料		利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問の場合	60	6	12	18
	月の2日目以降の訪問の場合	20	2	4	6
訪問看護物価対応料2		20	2	4	6

精神科訪問看護基本療養費					利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ)	看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで	30分以上		5,550	555	1,110	1,665
			30分未満		4,250	425	850	1,275
		週4日目まで	30分以上		6,550	655	1,310	1,965
			30分未満		5,100	510	1,020	1,530
	准看護師の場合	週3日目まで	30分以上		5,050	505	1,010	1,515
			30分未満		3,870	387	774	1,161
		週4日目以降	30分以上		6,050	605	1,210	1,815
			30分未満		4,720	472	944	1,416
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ)	看護師、保健師、作業 療法士の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
				30分未満	4,250	425	850	1,275
			週4日目以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
				30分未満	5,100	510	1,020	1,530
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日目まで	30分以上	2,780	278	556	834
				30分未満	2,130	213	426	639
			週4日目以降	30分以上	3,280	328	656	984
				30分未満	2,550	255	510	765
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日目まで	30分以上	2,760	276	552	828
				30分未満	2,110	211	422	633
			月21日目以降	30分以上	2,660	266	532	798
				30分未満	2,010	201	402	603
	准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分以上	5,050	505	1,010	1,515
				30分未満	3,870	387	774	1,161
			週4日目以降	30分以上	6,050	605	1,210	1,815
				30分未満	4,720	472	944	1,416
		同一建物、同一日3人以上9人以下	週3日目まで	30分以上	2,530	253	506	759
				30分未満	1,940	194	388	582
			週4日目以降	30分以上	3,030	303	606	909
				30分未満	2,360	236	472	708
		同一建物、同一日10人以上19人以下	月20日目まで	30分以上	2,520	252	504	756
				30分未満	1,930	193	386	579
			月21日目以降	30分以上	2,420	242	484	726
				30分未満	1,830	183	366	549
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)					8,500	850	1,700	2,550
精神科訪問看護基本療養費の加算①					利用料金 (円/回)	1割 負担	2割 負担	3割 負担
特別地域訪問看護加算					所定額の			
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日につき）				2,650	265	530	795
	月15日目以降（1日につき）				2,000	200	400	600
長時間精神科訪問看護加算					5,200	520	1,040	1,560
夜間早朝訪問看護加算	同一建物2人以下				2,100	210	420	630
	同一建物3人以上9人以下		月15日目まで		2,100	210	420	630
			月16日目以降		1,900	190	380	570
	同一建物10人以上19人以下		月15日目まで		1,800	180	360	540
			月16日目以降		1,300	130	260	390
					2,300	230	460	690
深夜訪問看護加算	同一建物2人以下				4,200	420	840	1,260
	同一建物3人以上9人以下		月15日目まで		4,200	420	840	1,260
			月16日目以降		4,000	400	800	1,200
	同一建物10人以上19人以下		月15日目まで		3,900	390	780	1,170
			月16日目以降		2,300	230	460	690
					2,300	230	460	690
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下			4,500	450	900	1,350
		同一建物3人以上9人以下			4,000	400	800	1,200
		同一建物10人以上19人以下			3,700	370	740	1,110
	1日3回以上	同一建物2人以下			8,000	800	1,600	2,400
		同一建物3人以上9人以下	月20日目まで		7,200	720	1,440	2,160
			月21日目以降		6,900	690	1,380	2,070
		同一建物10人以上19人以下	月20日目まで		6,300	630	1,260	1,890
			月21日目以降		5,200	520	1,040	1,560
		精神科訪問看護基本療養費の加算②					利用料金 (円/回)	1割 負担
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下		4,500	450	900	1,350
			同一建物3人以上9人以下		4,000	400	800	1,200
			同一建物10人以上19人以下		3,400	340	680	1,020
		1日2回	同一建物2人以下		9,000	900	1,800	2,700
			同一建物3人以上9人以下		8,100	810	1,620	2,430
			同一建物10人以上19人以下		6,880	688	1,376	2,064
		1日3回以上	同一建物2人以下		14,500	1,450	2,900	4,350
			同一建物3人以上9人以下		13,000	1,300	2,600	3,900
			同一建物10人以上19人以下		11,050	1,105	2,210	3,315
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下		3,800	380	760	1,140
			同一建物3人以上9人以下		3,400	340	680	1,020
			同一建物10人以上19人以下		2,800	280	560	840
		1日2回	同一建物2人以下		7,600	760	1,520	2,280
			同一建物3人以上9人以下		6,800	680	1,360	2,040
			同一建物10人以上19人以下		5,600	560	1,120	1,680
		1日3回以上	同一建物2人以下		12,400	1,240	2,480	3,720
			同一建物3人以上9人以下		11,200	1,120	2,240	3,360
			同一建物10人以上19人以下		9,220	922	1,844	2,766
	看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下			3,000	300	600	900
		同一建物3人以上9人以下			2,700	270	540	810
		同一建物10人以上19人以下			2,100	210	420	630